

ス と解す

例三、**燈臺**〔燈船〕(要スレバ指示ス) は **燈燈**〔要スレバ指示ス〕又  
は **燈船**〔要スレバ指示ス〕と解す

例四、**考案工夫**〔仕掛〕(機械的ノ) は **機械的ノ考案**、**機械的ノ工夫**  
**機械的ノ仕掛**と解す

例五、一字句より成る信文の後に二重括弧を置きたる例  
**メイン**〔帆檣〕は **メイン帆**又は **メイン檣** と解す  
**ノ發生**〔傳染病ナド〕發生なる語は、傳染病などに關して謂  
ふものなることを示す

◎信文中の單句及短文の發信用鑰字は  
單句又は短文中の主要語を鑰字とし、其の語句の讀方は、普通に行  
はれるものに依つてある。又音訓共に行はれるものは、音讀を鑰字

としてある

◎**上卷**發信用一般用語の配列は  
信文は總て其の鑰字〔**主要語**〕の讀方通りを日本海軍式ローマ字綴  
の順に配列してある

◎**下卷**受信用一般用語の配列は  
符字の**アルファベット**〔文字順に配列してある

◎**下卷**地名表の配列法は  
符字は**アルファベット**〔文字順に、信文は地名の**アルファベット**〕文  
字順に配列してある

◎日本地名表、滿洲國及中華民國地名表は  
地名を地方別に配列してある

通信文符字化の例



◎通信文を符字化するには

其の通信文中の主要語を、鑰字として通信文通りのものか、或は略同一意義の信文を索出して符字化する

例一、「我金曜日ノ午後六時到着ノ豫定」を符字化するには

「到着」なる語を、鑰字として

B I S 「我」指示船「ハ」時「二」(：日)到着ノ豫定」なる信文を

索出して次に

T 1 8 0 0 午後六時

G N K 金曜日 なる信號を

B I S — T 1 8 0 0 — G N K の順に掲揚する

例二、前例信文中の(：時「二」)は單に時日のみでなく、場所をも受けるものであるから次の様にも使用出来る

「我金曜日横濱ニ到着ノ豫定」と信號するには

B I S 「我」指示船「ハ」時「二」(：日)到着ノ豫定

A R O G 横濱

G N K 金曜日

B I S — A R O G — G N K の順に掲げる

例三、「秩父丸ハ横濱到着豫想時日ヲ滿五日前ニ港務部長ニ電報

セヨ」を符字化するには

到着を 鑰字として

O T U 「汝」指示船「ハ」指定人ニ對シ滿五日前ニ汝ノ(指示地)

到着豫想日ヲ電報セヨ」なる信文に次の符字を附加する

J F Z C 秩父丸



GYT (ニ)ニ於ケル港務部長

5 5

AROG 横濱

例四、主要語により檢案するも適當なる信文の無い場合は、一語づゝ綴る

「我ハ委棄船ノ所在ヲ確ムルコトニ失敗セリ」と信號するに  
ハ左の如く綴る

H J I 我(ハ)

F Y I (：)スルコトニ(矢)敗セリ〔セル〕

I U L 位置ヲ定〔所在〕ヲ確〔ム〕〔メ〕ヨ〔メ〕ツツ〔アル〕〔ムル〕コト

E S V 委棄物(船)

◎意味指定用句は

意味指定用句(上卷三六頁にあり)を通信文に冠して使用すれば通信文の意味を明確にし且つ解釋を助けるものである

例一、S M 「水先人無クシテ進行スルハ危険ナリ」

右の信號に、意味指定用句AGW〔次〕ノ符字ハ疑問ノ意味ニ解セヨ〔又は〕AGY〔次〕ノ符字ハ否定ノ意味ニ解セヨを冠すれば左の如く意味を限定せられる

AGW — S M 水先人無クツテ進行スルハ危険ナリヤ

AGY — S M 水先人無クシテ進行スルモ危険ナラズ

例二、K W R (船内ニ)乗ス〔セヨ〕〔セル〕コト

ノ(船内ニ)收容ス〔セヨ〕〔セル〕ツツ〔アル〕

I N I 救命艇

右の信號に意味指定用句AGT〔次〕ノ信文ハ要求ノ意味ニ



解セヨ」を冠して

AGT——KWR——INI と掲ぐれば

「救命艇ノ收容ヲ要求ス」と意味を限定せられる

綴字信號

◎旗旒信號中に、名稱を綴り表はすには

左の信號により其の「始マリ」句讀「終リ」を表示す

回答旗の下にE (綴字信號第一、本信號の後

(綴字信號第三)をなすまでに掲揚する文字旗

は、總て單に文字を表示するものにして符字と

見做すべからず

回答旗の下にF (綴字信號第二)、頭文字の句讀を表示し、又は語

の綴方完了せることを表示す

回答旗の下にG

(綴字信號第三) 綴字信號の完了せるを表示

し又之に續く信號は通例の如く信號書に依り

解讀すべきものなることを表示す

遭難信號

◎遭難信號とは

海上に於ける人命の安全に關する條約と航空法規に關する條約  
とに依りて定められたるもので、船舶若くは航空機が遭難した場  
合に、救助を要するとき行ふ信號である

◎其の信號の仕方は、次の通りである

晝間信號

(一) 砲其他の爆發信號、約一分間の間隙を以て一發(船舶に限る)

(二) 遭難信號 NC 旗の掲揚



國際通信書に於ては、此の信號は〔我遭難シツ、アリ直ニ救助ヲ求ム〕なる信文を附與してある

(三) 霧中信號器(航空機にありては發音器)による連續音響

(四) 無線電話又は其の他の方法による遭難信號

モールス符號 SOS (·····)符連送

(五) 方形旗の上又は下に球又は之に類似のもの一個を附したる、遠隔信號

(六) 短時の間隙を以て連續發射する白色煙火に依る信號(航空機に限る)

(七) 無線電話に依る國際遭難信號

メーデー(佛語 *mader* の發音に相當す)連送

夜間信號

(一) 砲其他爆發信號、約一分時の間隙を以て一發(船舶に限る)

(二) 船上の發焰、タール樽、油樽等の燃燒(船舶に限る)

(三) 火箭又は榴彈(星火を發するもの) 短時の間隙を以て一發(船舶に限る)

(四) 霧中信號器(航空器にありては發音器)による連續音響

(五) 無線電話又は其の他の方法に依る遭難信號

モールス符號 SOS (·····)符連送

(六) 短時の間隙を以て、連續發射する白色煙火に依る信號(航空機に限る)

(七) 無線電話に依る國際遭難信號

メーデー(佛語 *mader* の發音に相當す)連送

註、遭難信號(SOS及メーデー)の使用法は國際無線電信條約附



屬規則に依る

一字信號

- A 我速力試験中ナリ
  - B 我爆發物ノ荷役中ナリ
  - C 然リ(肯定)
  - D 我ヲ避ケヨ、我操縦意ノ如クナラズ
  - E 我右舷ニ針路ヲ變ジツ、アリ
  - ★F 我操縦不能トナル、汝ト通信シタシ
  - G 我水先人ヲ要ス
  - H 我船内ニ水先人ヲ有ス
  - I 我左舷ニ針路ヲ變ジツ、アリ
- 我手旗信號ヲナサントス

- ★K 汝ハ直ニ停船セヨ
  - ★L 停船セヨ 我汝ニ重要通信ヲナサントス
  - M 本船ニ醫師アリ
  - N 否(否定)
  - ★O 人海中ニ落ちタリ
  - ★P (碇泊中)本船將ニ出港セントス 總員歸船セヨ
- [注意]本信號は前橋頭に掲げ置くべし
- (航海中) (汝ノ燈火消エ居レリ)  
(汝ノ燈火狀況不良ナリ)
- Q 本船健康ナリ、檢疲交通許可證ヲ交付セラレタシ
  - ★R 本船行足ナシ 汝ハ注意シテ本船ヲ通過シテ差支ナシ
  - S 我ガ機械ハ全速力後進ニ運轉中ナリ
  - T 我ガ前方ヲ通過スベカラズ



- ★U 汝ハ危險物ニ向ヒ進行シツ、アリ
  - ★V 我援助[救助]ヲ求ム
  - ★W 我醫療上ノ援助ヲ求ム
  - X 實施ヲ待テ 我ガ信號ニ注意セヨ
  - Y 我郵便物ヲ搭載シアリ
  - ★Z 本旗は陸上信號所を指呼するに用ゆ
- ★印を附したるものに限り發光信號にも使用することを得

大正六年十一月十日印 刷  
 大正六年十一月十五日發 行  
 昭和六年六月廿八日十四版發行  
 昭和十年三月三十日十五版發行

定價六拾錢



發行兼著作者 赤瀬常市

大阪市港區(市岡)市場通一丁目一番地

印刷者 佐々木吉治

電話堀川 九八八番

大阪市港區市岡市電元町四丁目停留場半丁西

發行所 海士學館

振替貯金大阪六八二九三番  
電話西二〇九番

發賣所

大阪市東區南本町四丁目  
大阪市港區境川交叉點

三宅莊藏  
境川文庫

終

